

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

液 石 則 第 1 8 条 第 2 号	イ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。ただし、法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従つて液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。	
	ロ	貯蔵は、通風の良い場所であること。	
	ハ	一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものを、液化石油ガスの貯蔵に使用しないこと。	
	ニ	第6条第2項第7号の基準に適合すること。	
	液 石 則 第 7 号	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
		ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
		ハ	容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。
		ニ	充填容器等は、常に温度40度（容器保安規則第2条第3号又は第4号に掲げる超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第41条第4号ハ、第48条第2号、第49条第2号及び第58条第5号において同じ。）以下に保つこと。
		ホ	充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
		ヘ	容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。